
第6期城陽市障がい福祉計画
第2期城陽市障がい児福祉計画
(案2)

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 基本理念等	2
第3節 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	2
第4節 計画の期間	3
第5節 関連計画との整合	3
第6節 計画の策定体制	3
第7節 計画の評価体制	3
第8節 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画からの主な変更点	4
第2章 障害者総合支援法におけるサービス提供の仕組み	5
第1節 サービスの体系	5
第2節 利用手続きの流れ	7
第3節 利用者負担	8
第4節 城陽市の独自軽減策	10
第3章 城陽市における障がい者の状況	11
第1節 身体障害者手帳所持者数の推移	11
第2節 療育手帳所持者数の推移	12
第3節 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移	12
第4節 障がい福祉サービスの利用	13
第5節 障がい児通所支援給付の利用	16
第6節 地域生活支援事業の利用	17
第7節 前期目標の実績について（第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画）	21
第4章 令和5年度（2023年度）の成果目標の設定	25
第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行について	25
第2節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	26
第3節 地域生活支援拠点等の確保	28
第4節 福祉施設から一般就労への移行について	29
第5節 障がい児支援の提供体制の整備	32

第6節 相談支援体制の充実・強化【新規】	34
第7節 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】	35
第5章 自立支援給付	36
第1節 訪問系サービス	36
第2節 日中活動系サービス	38
第3節 居住系サービス	40
第4節 相談支援	41
第5節 サービス等の種類ごとの見込量確保のための方策	42
第6節 事業を行う者の確保に関する計画等	42
第6章 障がい児通所支援給付	43
第1節 サービスの体系	43
第2節 障がい児通所支援・障がい児相談支援	44
第3節 発達障がい者に対する支援【新規】	45
第4節 障がいのある子ども・子育て支援等の利用ニーズ	46
第5節 障がい児通所給付の見込量確保のための方策	46
第6節 事業を行う者の確保に関する計画等	46
第7章 地域生活支援事業	47
第1節 実施する事業の内容	47
第2節 各年度における事業の種類ごとの見込量	47
第3節 各事業の見込量の確保のための方策	52

第 1 章 計画の基本的な考え方

第 1 節 計画策定の趣旨

平成 18 年 12 月に、国連総会において、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、国においては、この条約の批准に向けて各法の整備が進められました。

平成 25 年 4 月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が施行され、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正、施行され、障がい者の範囲に難病患者等が加えられたほか、「障害程度区分」について、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められました。

また、重度訪問介護の対象拡大や、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化などが定められました。さらには、同年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、平成 26 年 1 月には障害者権利条約が批准されました。

なお、平成 28 年 6 月の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正（平成 30 年 4 月施行）により、都道府県及び市町村は、新たに「障害児福祉計画」を定めるものとされました。

京都府においても令和 2 年 3 月に「第 4 期京都府障害者基本計画」が策定され、障がい者施策の総合的な推進が図られています。

本計画は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえ、障害者総合支援法に定めるサービス等の必要量を的確に見込むとともに、その提供体制の確保のための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図り、円滑な制度の実施を確保するものです。

また、本計画は障害者基本法に基づき障害者施策の基本方針として策定した「第 4 期城陽市障がい者計画」の後期実施計画として位置づけるものです。

第 2 節 基本理念等

本計画は、「城陽市障がい者計画」と同様、「障がいのある人となない人が共に生きる地域社会の実現」を基本目標とするとともに、「障がい者の権利と尊厳の保護」、「社会のバリアフリー化の推進」、「交流と支えあいの推進」、「障がい者の主体性の確保」、「ニーズの多様性への対応」、「支援の連続性への配慮」を基本理念とします。

第 3 節 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービスの提供体制を確保するため、基本的理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して計画的な整備を図ります。

(1) 必要とされる訪問系サービスの充実

多様なニーズに対応した訪問系サービスの充実を図ります。

(2) 希望する障がい者等に対する日中活動系サービスの充実

多様なニーズに対応した日中活動系サービスの充実を図ります。

(3) グループホームの充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場として、グループホームの充実を図るとともに、自立支援事業等の推進により、施設入所・入院から地域への移行を図ります。

(4) 福祉施設から就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、サービス事業所において働く場の拡大を図ります。

(5) 相談支援の提供体制の充実

障がい者等、とりわけ重度の障がい者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むため、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の充実を図ります。

(6) 地域生活支援事業の推進

障がい者の地域での生活を支援するため、障がい者の状況に応じた柔軟な事業形態による効率的、効果的な地域生活支援事業の実施を図ります。

第 4 節 計画の期間

本計画は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3箇年計画とします。

	平成 24～26 年度	平成 27～29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障がい者計画	第3期		第4期					
障がい福祉計画	第3期	第4期	第5期		第6期			
障がい児福祉計画			第1期			第2期		

第 5 節 関連計画との整合

本計画は、「城陽市障がい者計画」の施策における具体的なサービスの数値目標等を設定するものです。

また、「城陽市障がい者計画」は、「城陽市地域福祉計画」、「城陽市高齢者保健福祉計画」、「城陽市介護保険事業計画」、「城陽市子ども・子育て支援事業計画」と整合を図りながら推進する障がい者関連施策の具体的な目標を示したものです。

第 6 節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、障がい当事者団体、医療機関関係者、障がい福祉施設関係者等により組織される「城陽市障がい者自立支援協議会」を開催し、意見を伺いました。

また、策定期間中、市ホームページ等を活用してパブリックコメントを実施し、市民の意見の反映に努めました。

第 7 節 計画の評価体制

本計画の実施にあたっては、サービスの見込量が適切であるか、障がい者の地域生活への移行が進んでいるか、就労への移行や就労定着は進んでいるか、障がい児や精神障がい者支援に対応した体制がとれているか等の達成状況を年度ごとに点検、評価します。

そのため、「城陽市障がい者自立支援協議会」を開催し、計画の総合的・効果的な推進を図ります。

第 8 節 第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画からの主な変更点

国の基本指針において、第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画からの主な変更項目として下記のとおり示されました。

○相談支援体制を充実・強化するため、令和 5 年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することとされています。

○障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。利用者が真に必要なとする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和 5 年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することとされています。

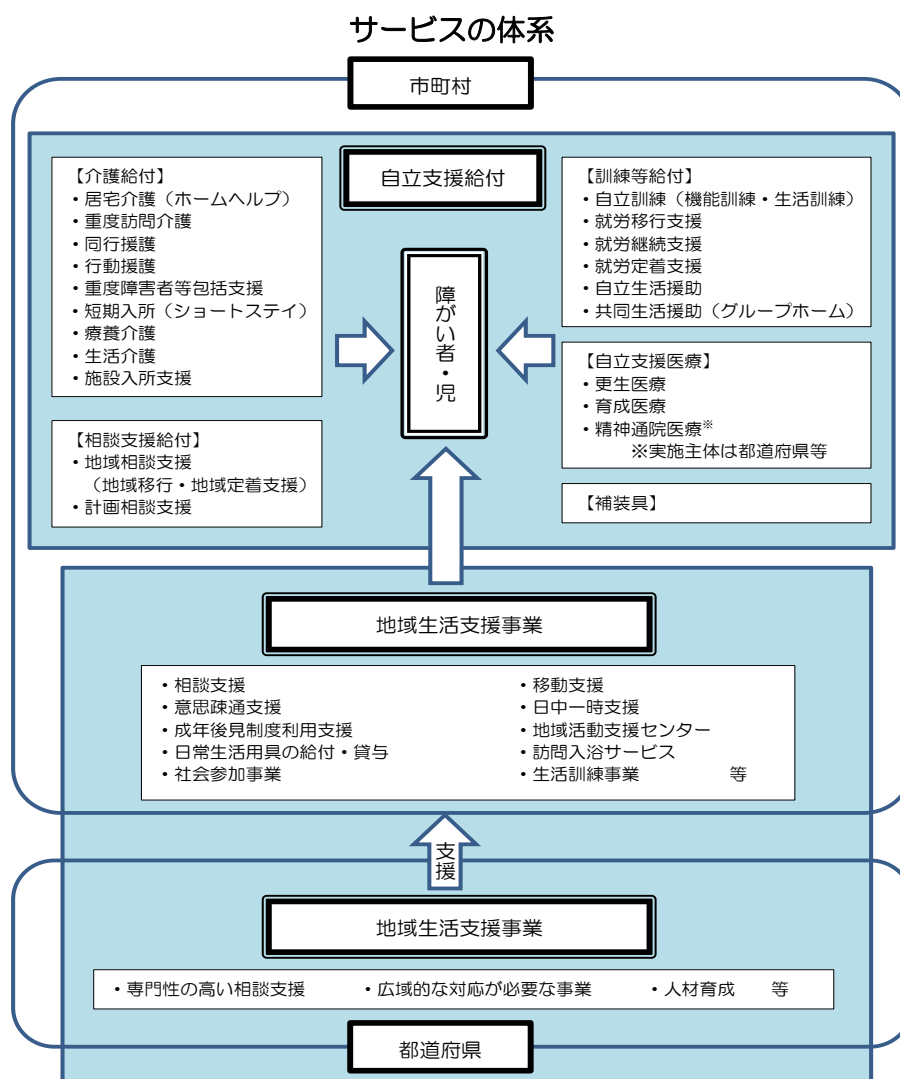
○発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、市において、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保することとされています。

第 2 章 障害者総合支援法におけるサービス提供の仕組み

第 1 節 サービスの体系

障害者自立支援法のもとでは、3障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい）を対象として、サービスが提供されておりましたが、障害者総合支援法のもとでは、そこに難病等も含まれるようになりました。

サービス体系は、障害者総合支援法により規定され、個々に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。さらに、自立支援給付は、「介護給付」、「相談支援給付」、「訓練等給付」、「自立支援医療」、及び「補装具」に分けられます。



本計画では、自立支援給付について「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」、「相談支援」に分類して作成しています。

「訪問系サービス」は、ヘルパーが利用者の家を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護をする居宅介護や移動の援護を行う同行援護などを行うサービスです。

「日中活動系サービス」は、利用者が障がい福祉サービス提供事業所に出向き、生活能力の向上の支援を行う自立訓練や生産活動に係る知識や能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う就労継続支援などを行うサービスです。

「居住系サービス」は、共同生活援助や施設入所支援のように、利用者が施設等に居住しながら、日常生活上の支援や、入浴、排泄、食事の介護等の支援を行うサービスです。

「相談支援」は、利用者が必要とするサービスを受けられるようにサービス等利用計画の作成を支援する計画相談支援や施設等に入所している方が地域での生活に移行するための相談や関係機関との調整を行う地域移行支援などを行うサービスです。

第 2 節 利用手続きの流れ

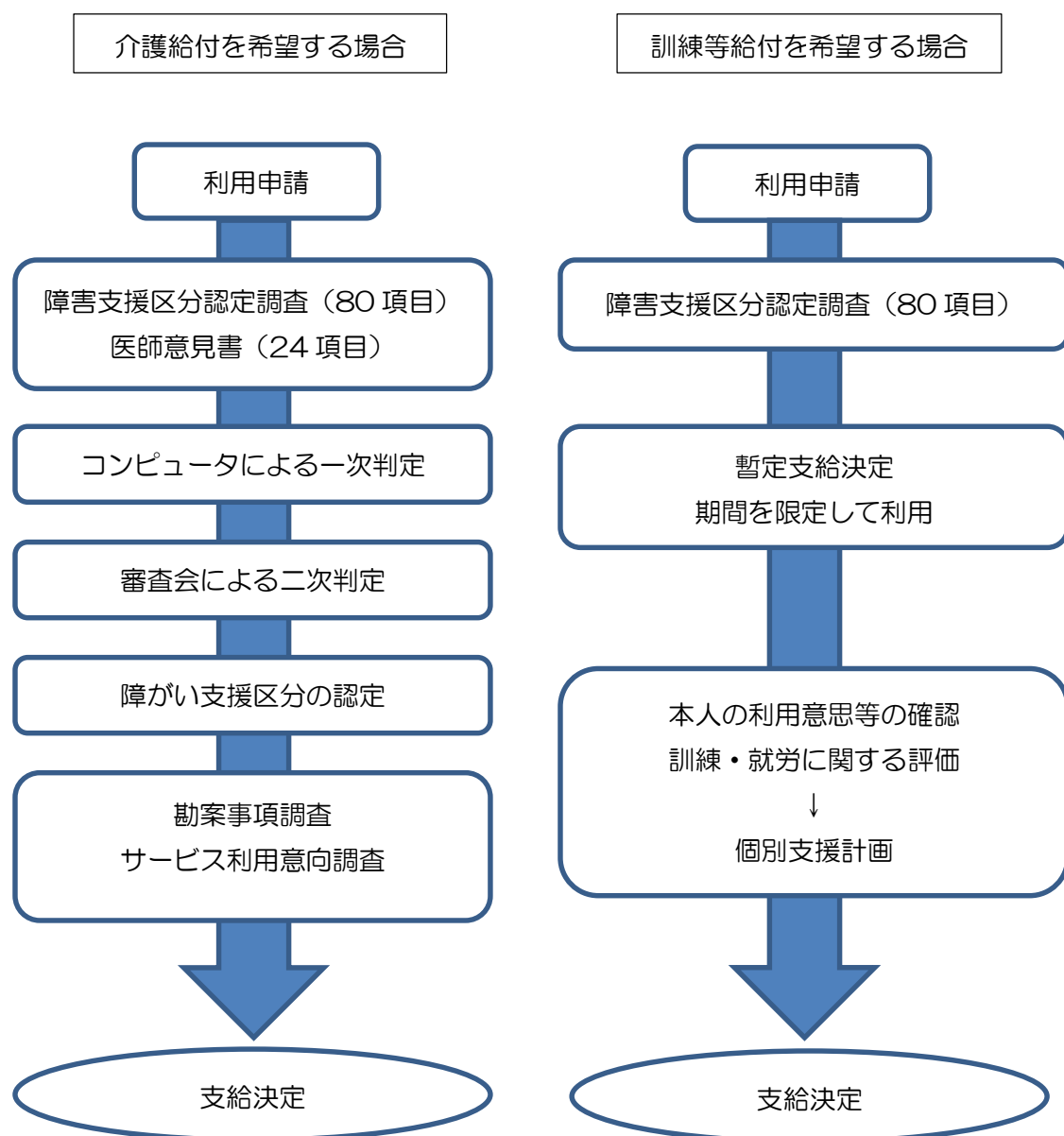
障がい福祉サービスを利用する場合は、利用申請を行った後、障害支援区分の判定が必要となります。障害支援区分は、軽度な区分 1 から重度な区分 6 までの 6 段階に分かれています。

まず、調査員がサービス利用者の生活動作の能力（ADL（日常生活動作）、IADL（手段的日常生活動作））などについて面接調査を行います。介護給付を希望する場合は全国共通の 80 項目の調査結果及び医師意見書の 24 項目により一次判定を行います。

さらに、医師意見書（一次判定の 24 項目以外）や調査員による特記事項も勘案して、二次判定が行われます。二次判定は城陽市障がい者介護給付費等支給認定審査会によって行われます。

なお、訓練等給付を希望する場合は医師意見書は不要です。

サービス利用の手続き



第 3 節 利用者負担

利用者負担は、サービス利用量と所得の双方に着目した仕組みとなっているとともに、食費・光熱水費等は実費負担とされております。国の制度による利用者負担額は、サービス利用量に応じた原則 1 割の定率負担です。

障がい福祉サービスの定率負担は、世帯の収入状況に応じて 4 区分に分かれ、月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は生じません。また、定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得者に配慮した軽減策が講じられています。

障がい福祉サービスの利用者負担額の例（介護給付、訓練等給付）

定率負担が過大なものにならないよう、所得に応じて 1 箇月当たりの負担限度額が設定されています。

【障がい者の利用者負担】

所得区分	世帯の収入状況	国基準負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満）	9,300円
一般 2	上記以外 及び入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者のうち市町村民税課税世帯 ※	37,200円

※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合は、一般2となります。

【障がい児の利用者負担】

所得区分	世帯の収入状況		国基準負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、住民基本台帳での世帯が原則ですが、障がい者に係る所得区分認定を行う際に、本人と配偶者のみの所得で判断します。この他にも、入所施設、グループホームを利用する場合の個別減免、同じ世帯の中で複数の障がい者がサービスを利用する場合など、利用者の生活状況に応じた減免措置が講じられています。

利用者負担に関する配慮措置

	ホームヘルプ 利用者	通所施設 利用者	入所施設 利用者 (20 歳未満)	入所施設 利用者 (20 歳以上)	グループホーム 利用者
食費・光熱水費		食事負担 軽減 (経過措置)	補足給付		
障がい福祉サービス定率負担	利用者負担の月額上限設定				
	高額障害福祉サービス費（世帯での所得段階別負担上限）				
				医療型 個別減免	
	生活保護への移行防止（負担上限を下げる）				

第 4 節 城陽市の独自軽減策

城陽市は京都府と協調して、在宅で生活されている重度障がいの方や収入の低い方に対し、階層を細分化し、国制度より低い上限月額を設定し、負担を軽減しています。

負担上限月額を低くすることにより、多くのサービスを必要とする方にとって、1 箇月の負担額が軽減されます。

しかし、1 割の負担額が上限月額に至らない程度のサービスを利用する方は、結果として負担額の軽減がされず 1 割の負担額を支払うこととなります。

このため城陽市では、1 箇月間の負担額を 30%軽減する独自施策を行っています。

負担上限額に達しない利用者には、1 箇月の負担額を 30%軽減します。

この軽減策により、障がい福祉サービスの利用者の全員の負担額が軽減されます。

さらに、補装具の給付事業、同行援護については、利用者負担がない制度としています。また、地域生活支援事業については、利用者負担を求めないこととしています。

障がい福祉サービス（介護給付、訓練等給付）を利用したときに適用する負担軽減額

【障がい者の利用者負担】

所得区分	世帯の収入状況	上限月額		上限月額	利用料減額
		国	京都府	城陽市	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円	0円	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満）	9,300円	9,300円	6,510円	
一般 2	上記以外 及び入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者のうち市町村民税課税世帯 ※	37,200円	37,200円	26,040円	上限月額に満たない場合は定率負担額の30%相当の額を減額する

※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合は、一般 2 となります。

【障がい児の利用者負担】

所得区分	世帯の収入状況	上限月額		上限月額	利用料減額
		国	京都府	城陽市	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円	0円	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）	4,600円	4,600円	3,220円	上限月額に満たない場合は定率負担額の30%相当の額を減額する
一般 2	上記以外	37,200円	37,200円	26,040円	

第 3 章 城陽市における障がい者の状況

第 1 節 身体障害者手帳所持者数の推移

城陽市の身体障害者手帳所持者数は、平成 27 年度には 4,462 人、令和元年度には 4,658 人、この 4 年間に 196 人、4.4%増加しています。

(年度末現在) (単位：人)

年度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
視覚障がい	18 歳未満	1	1	1	1	1
	18 歳以上	270	278	282	278	286
聴覚・平衡機能障がい	18 歳未満	7	4	4	3	3
	18 歳以上	363	365	370	386	395
音声・言語そしゃく機能障がい	18 歳未満	1	1	1	1	1
	18 歳以上	54	56	56	56	55
肢体不自由	18 歳未満	29	30	31	30	30
	18 歳以上	2,189	2,203	2,221	2,198	2,212
内部障がい	18 歳未満	9	12	9	12	13
	18 歳以上	1,539	1,575	1,568	1,583	1,662
小計	18 歳未満	47	48	46	47	48
	18 歳以上	4,415	4,477	4,497	4,501	4,610
合計		4,462	4,525	4,543	4,548	4,658

第 2 節 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は、平成 27 年度には 703 人、令和元年度には 760 人、この 4 年間に 57 人、8.1%増加しています。

(年度末現在) (単位：人)

年度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A	18 歳未満	39	37	39	40	40
	18 歳以上	248	251	256	259	267
B	18 歳未満	127	142	143	142	130
	18 歳以上	289	301	307	323	323
小計	18 歳未満	166	179	182	182	170
	18 歳以上	537	552	563	582	590
合計		703	731	745	764	760

* Aは重度、Bは中度・軽度です。

第 3 節 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成 27 年度には 413 人、令和元年度には 547 人、この 4 年間に 134 人、32.4%増加しています。

(年度末現在) (単位：人)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	28	25	23	29	32
2 級	193	225	218	242	229
3 級	192	220	238	261	286
合計	413	470	479	532	547

第 4 節 障がい福祉サービスの利用

平成30年度から令和2年度までの障がい福祉サービスの利用状況は、以下のとおりです。

(1) 訪問系サービスの利用状況

(単位：1 箇月当たり)

(実績値は各事業3月時)

第5期計画	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
居宅介護	人	110	120	113	122	116	132
	時間	1,641	1,612	1,759	1,848	1,885	1,988
重度訪問介護	人	2	3	2	3	3	4
	時間	89	128	92	97	135	645
同行援護	人	25	27	26	23	27	24
	時間	585	559	588	294	591	409
行動援護	人	26	25	27	23	28	30
	時間	714	1,116	753	1,171	795	1,257
重度障がい者等包括 支援	人	—	0	—	0	—	0
	時間	—	0	—	0	—	0
合 計	人	163	175	168	171	174	190
	時間	3,029	3,415	3,192	3,410	3,406	4,299

*「重度障がい者等包括支援」について、利用者はありません

(2) 日中活動系サービスの利用状況

(単位：1 箇月当たり)

(実績値は各事業3月時)

第5期計画	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
生活介護	人	213	218	213	214	213	223
	人日	4,188	3,840	4,280	3,962	4,374	4,145
自立訓練 (機能訓練)	人	1	1	1	1	1	0
	人日	9	15	9	16	9	0
自立訓練 (生活訓練)	人	11	9	11	13	11	10
	人日	167	86	169	131	171	130
就労移行支援	人	23	12	25	11	27	17
	人日	368	217	400	176	432	238
就労継続支援 (A型)	人	47	43	50	50	53	48
	人日	936	800	1,006	908	1,082	912
就労継続支援 (B型)	人	164	152	177	164	191	169
	人日	2,595	2,317	2,743	2,664	2,900	2,736
就労定着支援	人	4	3	5	8	6	1
療養介護	人	13	13	13	13	13	13
短期入所 (福祉型)	人	71	79	71	78	71	73
	人日	279	390	238	397	203	417
短期入所 (医療型)	人	7	3	8	2	10	3
	人日	24	8	29	10	35	9

(3) 居住系サービスの利用状況

(単位：1 箇月当たり)

(実績値は各事業3月時)

第5期計画	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
自立生活援助	人	1	0	1	0	1	0
共同生活援助	人	45	43	49	47	53	48
施設入所支援	人	67	75	66	74	65	74

(4) 相談支援の利用状況

(単位：1 箇月当たり)

(実績値は各事業3月時)

第5期計画	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
計画相談支援	人	54	44	57	46	60	60
地域移行支援	人	3	1	3	1	3	0
地域定着支援	人	2	4	2	2	2	1

第 5 節 障がい児通所支援給付の利用

平成30年度から令和2年度までの障がい児通所支援給付の利用状況は、以下のとおりです。

(単位：1 箇月当たり)

(実績値は各事業3月時)

第5期計画	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
児童発達支援	人	107	96	108	92	109	96
	人日	279	323	255	334	233	320
放課後等デイサービス	人	182	198	200	204	220	222
	人日	2,117	1,788	2,328	2,021	2,560	2,472
保育所等訪問支援	人	2	2	2	0	2	1
	人日	2	2	2	0	2	7
医療型児童発達支援	人	6	5	6	3	6	3
	人日	51	29	58	18	66	18
障がい児相談支援	人	31	29	31	36	31	37
居宅訪問型児童発達支援	人	1	0	1	0	2	0
	人日	10	0	10	0	20	0
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置	人	1	0	1	0	1	0

第 6 節 地域生活支援事業の利用

地域生活支援事業の平成30年度から令和2年度までの実施状況は以下のとおりです。

(1) 理解促進研修・啓発事業

第5期計画	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
理解促進研修 ・啓発事業	(有無)	有	有	有	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

第5期計画	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
自発的活動支 援事業	(有無)	有	有	有	有	有	有

(3) 相談支援事業

(単位：1年当たり)

第5期計画	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
基幹相談支援セ ンター	(有無)	有	無	有	無	有	無
相談支援事業所	箇所	14	15	14	16	14	15
障がい者自立支 援協議会	(有無)	有	有	有	有	有	有
障がい者虐待防 止センター	(有無)	有	有	有	有	有	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

(単位：1 年当たり)

第5期計画	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
利用者	人	5	8	5	9	5	9

(5) 意思疎通支援事業

(単位：1 年当たり)

第5期計画	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
手話通訳者派遣	件	850	691	860	652	870	612
登録手話通訳者派遣	件	130	122	140	138	150	70
登録要約筆記者派遣	件	270	235	300	191	330	145

*「登録」とは、手話通訳者等の資格を有し、事業に協力する人を市に登録すること。

(6) 日常生活用具給付事業

(単位：1 年当たり)

第5期計画	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
介護・訓練支援用具	件	2	6	3	5	4	8
自立生活支援用具	件	27	27	28	8	29	11
在宅療養等支援用具	件	28	14	32	13	36	17
情報・意思疎通支援用具	件	12	21	13	26	14	20
排泄管理支援用具	件	2,070	1,930	2,150	2,010	2,230	2,143
合計	件	2,139	1,998	2,226	2,062	2,313	2,199

(7) 手話奉仕員養成研修事業

(単位：1 年当たり)

第 5 期計画	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
手話奉仕員養成	会場	3	3	3	3	4	3
講習修了見込者数	人	45	27	45	24	60	20

(8) 移動支援事業

(単位：1 年当たり)

第 5 期計画	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
利用者	人	202	175	230	172	248	130
	時間	20,604	15,239	23,460	14,319	25,296	10,942

(9) 地域活動支援センター事業

(単位：1 年当たり)

第 5 期計画	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
市内設置数	箇所	1	1	1	1	1	1
市内設置施設の利用者	人	7	0	7	0	7	0
市外設置施設の利用者	人	7	3	7	3	7	3

(10) 任意事業

(単位：1 年当たり)

第 5 期計画	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
日常生活支援							
訪問入浴サービス	人	48	52	49	68	50	72
生活訓練	(有無)	有	有	有	有	有	有
日中一時支援	時間	34,417	35,307	36,952	37,061	39,487	33,044
社会参加支援							
点字広報発行	(有無)	有	有	有	有	有	有
声の広報発行	(有無)	有	有	有	有	有	有
要約筆記奉仕員養成	会場	1	1	1	1	1	1
講習修了者数	人	5	6	5	4	5	8
点訳奉仕員養成	会場	1	1	1	1	1	1
朗読奉仕員養成	会場	1	1	1	2	1	1
自動車運転免許取得費助成	件	1	0	1	0	1	0
自動車改造費助成	件	2	5	2	1	2	1
精神障がい者グループワーク	回	140	139	141	138	142	142
就業・就労支援							
更生訓練費給付	人	1	0	1	0	1	0

第7節 前期目標の実績について（第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画）

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画で目標設定を行った項目について、実績を報告します。

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	単位	目標値	実績値（見込）
令和2年度までの地域移行者数	人	7(移行率+9%以上)	5(+7.2%)
令和2年度の入所者数	人	67(入所率△2%以上)	76(+10%)

【実績】

- ・地域移行者数について目標値が7人以上のところ、実績値（見込）が5人、入所者数について目標値が67人以内のところ実績値（見込）が76人と、目標は達成が困難な状況です。
- ・理由としては、施設入所者は重度の障がい者が多く、住み慣れた場所から変わることによる大きな負担があり、地域移行が進まなかったことなどが考えられます。

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	単位	目標値	実績値（見込）
設置の有無	有無	有	有

【実績】

- ・地域包括ケアシステムの構築として協議の場を設置しており、目標を達成しています。
- ・城陽市障がい者自立支援協議会精神保健福祉部会において協議の場を設けています。

（3）地域生活支援拠点等の整備

項目	単位	目標値	実績値（見込）
整備数	箇所	1	0

【実績】

- ・地域生活拠点等の整備について、市として市内及び圏域内に整備できておらず、目標は達成が困難な状況です。
- ・関係機関等や府とも連携し、今後の整備について引き続き検討していきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

ア) 福祉施設から一般就労

項目	単位	目標値	実績値（見込）
令和2年度の 一般就労移行者数	人	3(平成 28 年度比増加率 1.5 倍以上)	3 (1.5 倍)

【実績】

- ・一般就労移行者数については、目標を達成しています。
- ・平成 28 年度に比べ、福祉施設の就労移行支援事業等の利用者数が増加している事も要因の一つと考えられます。

イ) 就労移行支援利用者数の増加

項目	単位	目標値	実績値（見込）
令和2年度の就労移行支援 利用者数	人	27(平成 28 年度末比+2 割以上)	23(△4.3%)

【実績】

- ・就労移行支援事業所の利用者数については、目標は達成が困難な状況です。
- ・理由としては、就労継続支援の利用者が増えており、一般就労ではなく、支援を受けながら、就労を希望する障がい者が増加していることが大きな要因と考えられます。

ウ) 就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加

項目	単位	目標値	実績値（見込）
令和2年度末の就労移行率 3 割 以上の就労移行支援事業所数	箇所	1 (市内事業所数の 5 割以上)	0 (0%)

【実績】

- ・令和2年度末時点で就労移行率 3 割以上を達成する就労移行支援事業所は無い見込みで、目標は達成が困難な状況です。
- ・現在市内にある就労移行支援事業は 1 箇所ですが、コロナ禍の中、就労移行につながりにくい状況であることが要因の 1 つと考えられます。

(5) 就労定着支援事業の利用者数

項目	単位	目標値	実績値（見込）
令和2年度の定着率	%	80	50

【実績】

- ・令和2年度の職場定着率は50%（2人／4人）であり、目標は達成が困難な状況です。
- ・コロナ禍の中、企業の時短、自粛要請等により職場定着につながりにくい状況であることが要因の1つと考えられます。

(6) 障がい児支援の提供体制の整備

ア) 児童発達支援センターの設置

項目	単位	目標値	実績値（見込）
設置数	箇所	1	0

【実績】

- ・目標は達成が困難な状況です。
- ・関係機関とも情報共有、連携し、設置について引き続き検討していきます。

イ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	単位	目標値	実績値（見込）
体制の有無	有無	有	無

【実績】

- ・目標は達成が困難な状況です。
- ・関係機関とも情報共有、連携し、引き続き検討していきます。

ウ) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

項目	単位	目標値	実績値（見込）
確保数	箇所	1	2

【実績】

- ・市内では、多機能型通所事業所しらうめとPARCウィル城陽の2事業所が重症心身障がい児を支援しており、市内での1箇所以上の確保目標を達成しています。

エ) 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

項目	単位	目標値	実績値（見込）
確保数	箇所	1	2

【実績】

- ・市内では、多機能型通所事業所しらうめと PARC ウィル城陽の 2 事業所が重症心身障がい児を支援しており、市内での 1 箇所以上の確保目標を達成しています。

オ) 医療的ケア児を支援するための関係機関の協議の場の設置

項目	単位	目標値	実績値（見込）
設置の有無	有無	有	有

【実績】

- ・城陽市障がい者自立支援協議会療育部会において協議の場を設けており、目標を達成しています。

第 4 章 令和 5 年度（2023 年度）の成果目標の設定

第 1 節 福祉施設入所者の地域生活への移行について

令和 2 年 3 月 31 日時点において福祉施設に入所している障がい者について、今後、自立訓練等の事業を利用し、グループホーム、住宅等へ移行することを目指します。

【国の目標】

- 施設入所者の地域移行：令和元年度末時点の施設入所者数の 6 % 以上を地域生活へ移行
- 施設入所者数の削減：令和 5 年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6 % 以上削減

項目	数値	考え方
令和元年度末の入所者数（A）	74 人	令和 2 年 3 月 31 日の施設入所者数
令和 5 年度末時点の入所者数（B）	72 人	令和 5 年度末時点の施設入所者数
【第 6 期目標】削減見込	2 人	$(A) - (B)$
【第 6 期目標】（A）のうち令和 5 年度までの地域生活移行者数（C）	5 人	施設入所からグループホームや一般住宅へ移行する者の数
地域生活移行率	6.8 %	$(C) / (A)$ 厚生労働省目標 6 % 以上
入所者数削減率	2.7 %	$(A - B) / (A)$ 厚生労働省目標 1.6 % 以上

第 2 節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、令和5年度における目標を設定します。

【国の目標】

- 協議の場の設置：圏域または市町村ごとに協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する

項目	第6期 目標	考え方
設置の有無	有	城陽市障がい者自立支援協議会 精神保健福祉部会

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障がい者の地域移行支援利用者数	人	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援利用者数	人	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助利用者数	人	8	9	10
精神障がい者の自立生活援助利用者数	人	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	4	4	4
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（※1）	人	8	8	8
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	回	1	1	1

(※1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数内訳

項目		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健		人	1	1	1
医療	精神	人	1	1	1
	精神以外	人	1	1	1
福祉		人	2	2	2
介護		人	1	1	1
当事者		人	1	1	1
家族等		人	1	1	1

第 3 節 地域生活支援拠点等の確保

地域生活支援拠点等の確保について、令和5年度における目標を設定します。

【国の目標】

- 令和5年度末までの間、市町村又は圏域内に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する

項目	第6期 目標	考え方
確保数	1箇所	市町村もしくは圏域内において令和5年度末までに確保
確保又は運用状況 検討回数	年1回	確保されるまでは確保の検討を1回、確保後は運用状況を1回実施する

第 4 節 福祉施設から一般就労への移行について

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を利用し、一般就労に移行する者の数が増加することを目指します。さらに、就労移行事業所の利用者数が増加することを目指します。

【国の目標】

- 福祉施設から一般就労への移行：令和元年度実績の 1.27 倍以上増加
- 就労移行支援から一般就労への移行：令和元年度実績の 1.3 倍以上増加
- 就労継続支援 A 型から一般就労への移行：令和元年度実績の 1.26 倍以上増加
- 就労継続支援 B 型から一般就労への移行：令和元年度実績の 1.23 倍以上増加
- 就労定着支援利用者数の増加：一般就労移行者のうち、7 割以上の利用
- 就労定着率の高い就労定着支援事業所の増加：利用者の就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とする

ア) 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
令和元年度末の一般就労移行者数 (A)	3人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標】令和5年度末の一般就労移行者数 (B)	4人	令和5年度末において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
増加割合	1.3 倍	(B) / (A) 厚生労働省目標 1.27 倍以上増加

ア) -①就労移行支援から一般就労への移行

項目	数値	考え方
令和元年度末の一般就労移行者数 (A)	3人	令和元年度において就労移行支援を利用し、一般就労した者の数
【目標】令和5年度末の一般就労移行者数 (B)	4人	令和5年度末において就労移行支援を利用し、一般就労する者の数
増加割合	1.3 倍	(B) / (A) 厚生労働省目標 1.30 倍以上増加

ア) -②就労継続支援 A 型から一般就労への移行

項目	数値	考え方
令和元年度末の一般就労移行者数 (A)	0 人	令和元年度末において就労継続支援 A 型を退所し、一般就労した者の数
【目標】令和5年度末の一般就労移行 者数 (B)	1 人	令和5年度末において就労継続支援 A 型を退所し、一般就労する者の数
増加率割合	—	(B) / (A) 厚生労働省目標 1.26 倍以上増加※

※ (A) が0のため、(B) は1を見込む

ア) -③就労継続支援 B 型から一般就労への移行

項目	数値	考え方
令和元年度末の一般就労移行者数 (A)	0 人	令和元年度末において就労継続支援 B 型を退所し、一般就労した者の数
【目標】令和5年度末の一般就労移行 者数 (B)	1 人	令和5年度末において就労継続支援 B 型を退所し、一般就労する者の数
増加率割合	—	(B) / (A) 厚生労働省目標 1.23 倍以上増加※

※ (A) が0のため、(B) は1を見込む

イ) 就労定着支援利用者数の増加

項目	数値	考え方
令和5年に就労移行支援事業等を通じて 一般就労に移行すると見込まれる者 (A)	4 人	令和5年度中に一般就労に移行す る者の数 (令和5年4月～9月ま でに就労する者)
A のうち、就労定着支援事業を利用する と見込まれる者 (B)	3 人	上記のうち、令和5年度中に就労 定着支援事業を利用する者の数
【目標】令和5年度定着率 = (B) / (A)	75.0%	厚生労働省目標は7割が就労定着 支援事業を利用

※就労定着支援事業は、就労後6ヶ月経過した者がサービスの対象となるため、令和5年中に一般就労に移行し、就労を継続する期間が6ヶ月経過した者（令和5年4月～9月までに就労した者）が目標設定時の母数となる。

ウ) 就労定着率の高い就労定着支援事業所の増加

項目	数値	考え方
令和元年度末の就労定着支援事業所数	0 箇所	
令和 5 年度末の就労定着支援事業所数 (A)	1 箇所	
令和 4 年度末の就労定着率が8割以上の 事業所数 (B)	1 箇所	当該事業所の過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合が8割以上の事業所数
【目標】令和5年度達成率＝(B) / (A)	100%	厚生労働省目標は就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上

第 5 節 障がい児支援の提供体制の整備

障がい児支援の提供体制の整備について、令和5年度における目標を設定します。

【国の目標】

- 児童発達支援センターの設置
：令和5年度末までに各市町村または各圏域に1箇所以上設置
- 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
：令和5年度末までに各市町村において利用できる体制を構築
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保
：令和5年度末までに各市町村または各圏域に1箇所以上確保
- 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保
：令和5年度末までに各市町村または各圏域に1箇所以上確保
- 医療的ケア児を支援するための関係機関の協議の場の設置
：令和5年度末までに各市町村または各圏域で設置

ア) 児童発達支援センターの設置

項目	第6期 目標	考え方
設置数	1 箇所	市内もしくは圏域内において令和5年度までに設置

イ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	第6期 目標	考え方
体制の有無	有	ア) のセンターが支援実施するなどにより令和5年度までに体制を構築

ウ) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

項目	第6期 目標	考え方
確保数	1 箇所	市内もしくは圏域内において令和5年度までに確保

エ) 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

項目	第6期 目標	考え方
確保数	1 箇所	市内もしくは圏域内において令和5年度までに確保

オ) 医療的ケア児を支援するための関係機関の協議の場の設置

項目	第6期 目標	考え方
設置の有無	有	市内もしくは圏域内において令和5年度までに設置

第 6 節 相談支援体制の充実・強化【新規】

相談支援体制の充実・強化について、令和5年度における目標を設定します。

【国の目標】

- 令和5年度末までに、市内もしくは圏域内において相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保する

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援	(有無)	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	60	70	80
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	10	10	10
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	20	20	20

第 7 節 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 【新規】

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について、令和5年度における目標を設定します。

【国の目標】

- 令和5年度末までに、市内において、サービスの質の向上を図るための体制を構築

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市職員に対して実施する研修の参加人数	人	2人	2人	2人
障がい者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	(有無)	有	有	有
	回	12	12	12

第 5 章 自立支援給付

サービスごとに、各年度における福祉サービス等の必要な見込量（月間サービス提供量）、福祉サービス等の種類ごとの見込量確保のための方策、福祉サービス等の事業を行う者の確保に関する計画等を定めます。

第 1 節 訪問系サービス

平成 30 年度から令和 2 年度にかけての利用時間の増加率、令和 2 年度の利用者数、障がい者等のニーズ、居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び見込量を推計しています。

（1）居宅介護

入浴、排せつまたは食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助を行います。

（2）重度訪問介護

重度の肢体不自由者や重度の知的障がい者もしくは重度の精神障がい者で常に介護を必要とする方に対して、居宅での入浴、排せつまたは食事の介護のほか、外出時の移動支援を総合的に行います。

（3）同行援護

視覚障がい者に対する移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、移動の援護、排せつ、食事等の介護などを行います。

（4）行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する方に対して、行動の際に危険回避のための支援や外出時の移動の支援を行います。

（5）重度障がい者等包括支援

常時介護を必要とし、特に介護の必要な程度が高いと認められた方に対し、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に行います。

(単位：1 箇月当たり)

第6期計画	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人	139	147	155
	時間	2,158	2,343	2,544
重度訪問介護	人	4	4	4
	時間	645	645	645
同行援護	人	26	26	26
	時間	569	569	569
行動援護	人	31	32	33
	時間	1,434	1,636	1,867
重度障がい者等包括支援	人	1	1	1
	時間	80	80	80
合 計	人	201	210	219
	時間	4,886	5,273	5,705

第 2 節 日中活動系サービス

平成 30 年度から令和 2 年度にかけての利用時間の増加率、令和 2 年度の利用者数、障がい者等のニーズ、特別支援学校卒業予定者数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び見込量を推計しています。

(1) 生活介護

常時介護を必要とする方に対し、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動または生産活動の機会を提供します。

(2) 自立訓練

障がい者に対し、一定期間、地域生活を営む上で必要な身体機能や生活能力向上のために、必要な訓練等の支援を行います。機能訓練は身体障がい者を、生活訓練は知的障がい者または精神障がい者を対象とします。

(3) 就労移行支援

就労を希望する方に対し、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

(4) 就労継続支援

企業等での雇用が困難な方に対し、就労機会の提供を通じ、生産活動に係る知識や能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。A 型は原則雇用契約に基づく就労の機会を提供しますが、B 型は雇用契約を結ばないものです。

(5) 療養介護

医療及び常時介護が必要な方に対し、病院等への入院による医学的管理の下、機能訓練や療養上の管理、看護、介護等の支援を行います。

(6) 短期入所

居宅で介護を行う方が病気などの場合、短期間施設へ入所し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。障害者支援施設等において実施されるものが福祉型、病院・診療所・介護老人保健施設で実施されるものが医療型です。

(7) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対して、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

(単位：1 箇月当たり)

第6期計画	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人	226	229	232
	人日	4,197	4,250	4,303
自立訓練（機能訓練）	人	1	1	1
	人日	12	12	12
自立訓練（生活訓練）	人	10	10	10
	人日	127	127	127
就労移行支援	人	16	16	16
	人日	259	259	259
就労継続支援（A型）	人	51	54	57
	人日	949	988	1,029
就労継続支援（B型）	人	179	190	201
	人日	2,863	2,996	3,135
就労定着支援	人	8	8	8
療養介護	人	13	13	13
短期入所（福祉型）	人	73	73	73
	人日	412	408	404
短期入所（医療型）	人	3	3	3
	人日	9	9	9

第3節 居住系サービス

居住系サービスについては、平成30年度から令和2年度にかけての利用者の増加率、令和2年度の利用者数、障がい者等のニーズ等を勘案し、見込を推計しています。

(1) 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した知的障がい者や精神障がい者などについて、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、利用者から相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

就労等の日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者であって、地域で共同生活を営む方に対し、相談や日常生活上の支援を行います。

(3) 施設入所支援

施設に入所する方に対し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。

(単位：1箇月当たり)

第6期計画	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人	1	1	1
共同生活援助（グループホーム）	人	50	53	56
施設入所支援	人	74	73	72

第 4 節 相談支援

(1) 計画相談支援

障がい福祉サービスの利用者に対して、相談支援事業者がサービス等利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行うなど計画的な支援を行います。なお、平成 27 年度からは、全ての障がい福祉サービス利用者及び地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）の利用者の計画相談支援が義務付けられております。

(2) 地域移行支援

施設や病院等に入所・入院している 18 歳以上の障がい者の地域での生活に移行するための相談、外出への同行支援、関係機関との調整を行います。

(3) 地域定着支援

居宅において単身であるために緊急時の支援が見込めない状況にある障がい者に対し、常時の連携体制を確保し、緊急時の相談に対応します。

(単位：1 箇月当たり)

第 6 期計画	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画相談支援	人	65	71	77
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	2	2	2

第 5 節 サービス等の種類ごとの見込量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの見込量確保にあたっては、退院可能な精神障がい者など、新たなサービス利用者が円滑に利用できるよう配慮するとともに、障がい特性を理解したヘルパーの養成等に努め、利用者のニーズを踏まえ、サービスの充実を図っていきます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの見込量確保にあたっては、特別支援学校卒業者等が社会活動に参加できるよう支援するほか、就労への移行・定着が円滑に進むよう配慮したサービス提供に努めます。

(3) 居住系サービス

施設入所から地域生活への移行が円滑に進むためには、今後もグループホームの整備が必要となるため、地域の理解を深めながら生活の場の確保に努めます。

(4) 相談支援

居住系サービスと同様にグループホーム確保に努めるとともに、施設や病院等に入院・入所している障がい者が地域での生活の移行・定着が円滑に進むよう、関係機関との連携体制を確保し、相談支援体制の整備に努めます。

第 6 節 事業を行う者の確保に関する計画等

本章の事業を行う事業者を確保するため、本市におけるニーズの状況等の情報提供を行い、京都府と協働して事業者の参入を促します。また、介護保険制度との併用や施設入所支援等、利用者の状況やニーズを踏まえたサービス提供に努めるとともに、計画に見合うバランスのとれた整備がなされるよう、調整を図ります。

第 6 章 障がい児通所支援給付

第 1 節 サービスの体系

サービス体系は児童福祉法により規定され、市町村が支給決定する「障がい児通所支援」と都道府県が支給決定する「障がい児入所支援」に大別されます。さらに、障がい児通所支援は「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「医療型児童発達支援」、「居宅訪問型児童発達支援」に分けられます。

サービスの体系

【市町村】

障がい児通所支援

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 医療型児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援

【都道府県】

障がい児入所支援

- 福祉型障がい児入所施設
- 医療型障がい児入所施設

第 2 節 障がい児通所支援・障がい児相談支援

(1) 児童発達支援

発達が気になる児童に対し、日常生活における基本動作の指導知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

(2) 放課後等デイサービス

就学している障がい児に対し、学校の授業の終了後や休業日において、生活能力の向上のための必要な訓練等を継続的に行い、障がい児の自立を促進するとともに、それぞれの障がい特性に配慮した放課後等の居場所を提供します。

(3) 保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、学童等に通う障がい児に対し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行い、保育所等の安定した利用を促進します。

(4) 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。

(5) 障がい児相談支援

指定障害児相談支援事業者が、障がい福祉サービスや障がい児通所支援事業等の利用を希望する障がい児及び保護者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、障がい児支援利用計画を作成します。

(6) 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を行います。

(単位：1 箇月当たり)

第 6 期計画	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童発達支援	人	92	92	92
	人日	334	334	334
放課後等デイサービス	人	254	290	332
	人日	3,024	3,700	4,527
保育所等訪問支援	人	1	1	1
	人日	7	7	7
医療型児童発達支援	人	3	3	3
	人日	18	18	18
障がい児相談支援	人	39	41	43
居宅訪問型児童発達支援	人	1	1	1
	人日	10	10	10
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	1	1	1

第 3 節 発達障がい者に対する支援【新規】

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保します。

(単位：1 年当たり)

第 6 期計画	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	2	2	2
ペアレントメンターの人数	人	2	4	6
ピアサポート活動への参加人数	人	2	4	6

第 4 節 障がいのある子ども・子育て支援等の利用ニーズ

障がい児の健やかな育成のための発達支援を図るため、また、障がいの有無にかかわらず児童がともに成長できるように地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障がい児福祉計画に関する基本的事項として、障がいのある子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備に努めます。

第6期計画	利用ニーズを踏まえた必要な見込量（人）	定量的な目標（見込）（人）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	64	64	64	64
放課後児童健全育成事業	36	36	36	36
地域型保育事業	0	0	0	0

第 5 節 障がい児通所給付の見込量確保のための方策

サービスを必要とする障がい児が適切なサービスが受けられるように、障がい児相談支援事業所と連携し、障がい児通所支援事業所への通所を支援します。

第 6 節 事業を行う者の確保に関する計画等

本章の事業を行う事業者を確保するため、本市におけるニーズの状況等の情報提供を行い、京都府と協働して事業者の参入を促します。また、計画に見合うバランスのとれた整備がなされるよう、調整を図ります。

第 7 章 地域生活支援事業

第 1 節 実施する事業の内容

障害者総合支援法第 77 条では、市町村が実施する地域生活支援事業が定められています。地域生活支援事業は、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できるとされています。

城陽市では、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業の必須事業とともに、任意事業として、日常生活支援（訪問入浴サービス、生活訓練、日中一時支援）、社会参加支援（点字・声の広報発行、奉仕員養成研修、自動車運転免許取得費・改造費助成、精神障がい者グループワーク）、就業・就労支援（更生訓練費給付）の各事業を実施します。

第 2 節 各年度における事業の種類ごとの見込量

（1）理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、障がいのある人に対する理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的とします。障がい特性の理解を深める講座や事業所見学等を行います。

第 6 期計画	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
理解促進研修・啓発事業	（有無）	有	有	有

（2）自発的活動支援事業

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者、その他家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的とします。障がい者に対するボランティア活動の支援等を行います。

第 6 期計画	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自発的活動支援事業	（有無）	有	有	有

(3) 相談支援事業

基幹相談支援センターは、本市における相談支援の中核的な役割を担う拠点と位置付けられます。

障がい者相談支援事業は、障がい者、障がい児の保護者または障がい者の介護を行う人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うほか、障がい者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利の擁護のために必要な支援をするものです。

障がい者自立支援協議会は、相談支援事業の適正かつ円滑な推進を図るため、設置される協議会で、福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に向けた協議、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、障がい福祉計画の作成・具体化に向けた協議などを行います。

障がい者虐待防止センターは、相談支援事業所等の関係機関、他の関係行政機関と連携を図りながら、虐待防止、早期発見と対応を行います。

(単位：1年当たり)

第6期計画	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター	(有無)	有	有	有
相談支援事業所	箇所	15	15	15
障がい者自立支援協議会	(有無)	有	有	有
障がい者虐待防止センター	(有無)	有	有	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者のうち、支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合、成年後見申立及び報酬に係る経費の一部、または全部を支援するものです。

(単位：1年当たり)

第6期計画	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者	人	11	13	16

(5) 意思疎通支援事業

聴覚障がい者等の意思疎通が円滑に行えるよう相談、情報提供、意思疎通支援を行うため、手話通訳者を設置し、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

(単位：1 年当たり)

第 6 期計画	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話通訳者派遣	件	660	670	680
登録手話通訳者派遣	件	140	150	160
登録要約筆記者派遣	件	200	210	220

*「登録」とは、手話通訳者等の資格を有し、事業に協力する方を市に登録すること。

(6) 日常生活用具給付事業

在宅の重度障がい者等が日常生活上の便宜を図るための用具であって、厚生労働大臣が定める日常生活用具の給付を行います。

(単位：1 年当たり)

第 6 期計画	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護・訓練支援用具	件	5	5	5
自立生活支援用具	件	17	17	17
在宅療養等支援用具	件	18	18	18
情報・意思疎通支援用具	件	22	22	22
排泄管理支援用具	件	2,194	2,246	2,299
合計	件	2,256	2,308	2,361

(7) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うために必要な技術を習得する者を養成し、手話を必要とする障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

(単位：1 年当たり)

第 6 期計画	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話奉仕員養成	会場	3	3	3
講習修了見込者数	人	20	20	20

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対し、外出及び余暇活動等の社会参加のための支援を行います。

(単位：1 年当たり)

第 6 期計画	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者	人	174	176	178
	時間	13,301	12,355	11,476

(9) 地域活動支援センター事業

在宅の障がい者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進の支援を行います。

(単位：1 年当たり)

第 6 期計画	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
市内設置数	箇所	1	1	1
市内設置施設の利用者	人	1	1	1
市外設置施設の利用者	人	3	3	3

(10) 任意事業

必須事業である(1)～(9)の他に、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な任意事業のうち、下記の事業について見込を計画します。

日常生活支援においては、自宅での入浴が困難な重度身体障がい者に対し、訪問入浴車が自宅等を訪問して入浴支援を行う訪問入浴サービス、視覚や聴覚に障がいのある人を対象に、日常生活に必要な訓練や相談を実施して社会生活が円滑に行えるよう支援する生活訓練、在宅の障がい者等に対し、日中における活動の場を提供するとともに、日常的に介護している家族等の一時的な休息のための支援を行う日中一時支援を実施します。

社会参加支援においては、点字広報及び声の広報を発行、要約筆記奉仕員・点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成、自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成、「閉じこもりがち」、「対人関係が苦手」なため、社会とのつながりが薄い精神障がい者が定期的に通所しながら、茶話やゲーム、創作活動等を通じて対人関係を広げ、日常生活を豊かにすることを目的とした精神障がい者グループワークを実施します。

就業・就労支援においては、就労移行事業又は自立訓練事業を利用した場合に社会復帰の促進を図るために更生訓練費を給付します。

(単位：1年当たり)

第6期計画	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活支援				
訪問入浴サービス	人	84	106	136
生活訓練	(有無)	有	有	有
日中一時支援	時間	39,307	41,689	44,216
社会参加支援				
点字広報発行	(有無)	有	有	有
声の広報発行	(有無)	有	有	有
要約筆記奉仕員養成	会場	1	1	1
講習修了見込者数	人	8	8	8
点訳奉仕員養成	会場	1	1	1
朗読奉仕員養成	会場	1	1	1
自動車運転免許取得費助成	件	1	1	1
自動車改造費助成	件	2	2	2
精神障がい者グループワーク	回	142	142	142
就業・就労支援				
更生訓練費給付	人	1	1	1

第 3 節 各事業の見込量の確保のための方策

- (1) 障がい者やその家族が、地域のより身近な所で様々な問題や悩みについて気軽に相談できるよう、相談支援事業の拡充と専門性の向上を図ります。また、各専門機関が集まる城陽市障がい者自立支援協議会を活用し、本市障がい福祉サービスの課題等を整理し、質の向上に努めます。
- (2) 視覚障がい者や聴覚障がい者及び知的障がい者等の情報収集やコミュニケーション確保について、情報伝達手段や行政情報の提供を充実するとともに、情報機器の進歩を踏まえて多様な情報提供手段の活用を図るなど情報バリアフリー化を推進します。
- (3) 障がい者の生活様式の多様化、障がいの重複化などにより、在宅サービスに対するニーズも多岐にわたっているため、現行の各サービスが障がい者にとってより使いやすくなるよう、障がい者の自己選択や自己決定を尊重し、利用者本位の適切な運用に努めます。
- (4) 高齢者などの福祉施策との十分な連携による効果的な施策運用、障がい者ニーズの多様化に対応した新たな施策の導入、施策分野間の連携強化、幅広い市民参加などにより、障がい者の自立を支援し、地域で安心して生活できる条件整備を進めます。
- (5) 各種奉仕員の養成を進めることにより、手話通訳者や要約筆記者の増加につなげ、意思疎通の際に手話や要約筆記を必要とする人への支援がスムーズに行えるよう体制強化に努めます。

